

電子カルテ情報共有サービスの導入に関する
保険者向け運用手引き

令和6年10月 1.0版

厚生労働省医政局

改 訂 履 歴

版数	改訂年月日	該当箇所	内容
1.0	2024年10月11日	初版	初版作成

目次

1. はじめに	4
1.1 本書の趣旨	4
1.2 本書の前提	4
1.3 本書の構成	4
1.4 用語の定義	5
2. 本サービス経由の健診結果報告書の活用方法	7
3. 健診結果報告書の運用方法	8
3.1 健診情報ファイルの取得方法	8
3.2 ファイル・データ構造の実績報告等ルートとの差分	8
4. 運用に係る留意事項	17
4.1 取得・閲覧するデータ	17
① 「健診実施機関/医療機関」で再登録/削除された際に「保険者」が取得・閲覧する場合	18
② 削除された際に「医療機関・国民（マイナポータル）」が取得・閲覧する場合	18
4.2 受診者から取得する「提供の同意」※「保険者以外が行う特定健診等に相当する健診」の場合	19
4.3 取り扱い可能な期間の範囲	19
5. スケジュール	20

1. はじめに

1.1 本書の趣旨

電子カルテ情報共有サービス（以下、「本サービス」という。）では、電子カルテ情報がオンライン資格確認システムネットワークを通じて連携されることで、全国の医療機関等が患者の同意のもとに閲覧することが可能となります。電子カルテ情報共有サービスで取り扱う文書情報として健診結果報告書（HL7 FHIR・JSON 形式）を対象としており、保険者にて取得することが可能です。

本書は、電子カルテ情報共有サービスを通じて健診結果報告書を取得可能な仕組み（以下、「電カル共有ルート」という。）を保険者が取り扱うにあたって、必要な対応や留意事項を保険者に理解いただくことを目的としています。保険者が本サービスを導入するにあたっては、事務連絡「電子カルテ情報共有サービスにおける健診結果報告書の保険者の取り扱いについて」（以下、「電カル共有事務連」という。）及び本書の内容を十分に理解した上で、保険者システムの改修及び運用の設計を実施いただくようお願いいたします。

1.2 本書の前提

本サービスを利用するにあたっては、特定健診の実績報告等においてオンラインによる接続環境が構築されていることが前提となります（実績報告等をオンラインで実施している場合は利用可能）。したがって、CD-R 等の媒体で提出されている場合はオンラインによる接続環境が利用可能かご確認ください。

なお、本書では、オンラインによる健診結果報告書の提出（実績報告等）の方法に係る説明は取り扱いません。

1.3 本書の構成

本書は、本紙、別紙及びインターネット上に公開している関連文書で構成します。本紙や別紙、関連文書の一覧を「表 1 本書の構成」に示します。適宜、関連文書を参照ください。

表 1 本書の構成

分類	資料名	概要
本紙	電子カルテ情報共有サービスの導入に関する保険者向け運用手引き	本サービスを導入する保険者に対し、本サービスを用いて登録された健診結果報告書を、保険者が利用するにあたって必要な対応や留意事項を解説する文書。
関連	事務連絡「電子カルテ情報共有サービスにおける健診結果報告書の保険者の取り扱いについて」	健診関係団体に対して、本サービスを利用するにあたって健診結果報告書の取り扱いについての仕様の詳細を解説する文書。

分類	資料名	概要
関連	電子カルテ情報共有サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書	本サービスを導入する健診実施機関/医療機関のシステムベンダに対し、実装機能等を解説する文書。 【 医療機関等 ONS で公開】
関連	電子カルテ情報共有サービス記録条件仕様書 別紙_バリデーションチェックルール	健診実施機関/医療機関が本サービスに登録する健診結果報告書に対して行うバリデーションチェックの仕様を示した文書。 【 医療機関等 ONS で公開】
関連	特定健診等データ収集システムマニュアル等	保険者に対し、本サービスを導入し、特定健診等データ収集システムを利用するための機能等を解説する文書。 【準備中】
関連	特定健診等データ管理システムマニュアル等	保険者に対し、本サービスを導入し、特定健診等データ管理システムを利用するための機能等を解説する文書。 【準備中】

1.4 用語の定義

本書で扱う用語を、「表 2 用語の定義」に示します。

表 2 用語の定義

用語	内容
関係システム	
オンライン資格確認等システム	オンライン資格確認システム、医療情報閲覧機能（薬剤情報管理システム、診療情報管理システム、特定健診情報管理システム、医療費情報管理システム）、レセプト振替システム、マイナ在宅受付 Web サービスの総称。
特定健診等データ収集システム	社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）が管理する、特定健診等データの社会保険分を取り扱うシステム。
データ収集システム	特定健診等データ収集システムの略称。
特定健診等データ管理システム	国保中央会が開発し国保連合会において管理する、国民健康保険分及び後期高齢者医療分の特定健診等データを取り扱うシステム。
データ管理システム	特定健診等データ管理システムの略称。
収集・管理システム	データ収集システム・データ管理システムの総称。
特定健診・保健指導システム	支払基金が配布するオンライン用の

用語	内容
	送受信ソフト。
マイナポータル	<p>行政機関が保有する自分の特定個人情報の内容（あなたの情報）やそのやり取りの記録（やりとり履歴）、自分へのお知らせ通知などを、パソコンや携帯端末を利用して閲覧することができる Web サービス。</p> <p>本サービスにおいては、自身の健診結果報告書を参照することができる。</p>
情報・データ	
実績報告等ルート	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が支払基金に健診結果報告書を提出する経路。なお、支払基金が保険者に連携する保険者間引き継ぎの経路も含む。
電カル共有ルート	電子カルテ情報共有サービスを経由してオンライン資格確認システムへ健診結果報告書を連携する経路。
電子的な標準様式	CDA 規格（XML 形式）で記録し提出するための定義。健診結果報告書（CDA R2）を元に定義され、特定健診で用いられている。
健診結果報告書	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う定義。HL7 FHIR 規格（JSON 形式）で記録された健診結果報告書。
健診情報ファイル	保険者が収集・管理システムを経由してオンライン資格確認等システムから取得する CDA 規格（XML 形式）で記録された健診結果報告書のデータファイル。
被保険者番号等	保険者番号、被保険者証記号、被保険者証番号、枝番の 4 つの情報の総称。
文書 ID	健診結果報告書を一意に特定するため、一意の健診結果報告書とする ID。
FHIR	HL7FHIR（Fast-Healthcare-Interoperability-Resources）の略称。HL7-International によって作成された医療情報交換の次世代標準フレームワーク。電子カルテ情報共有サービスで取り扱う情報のデータフォーマットは、この規格に準拠する。

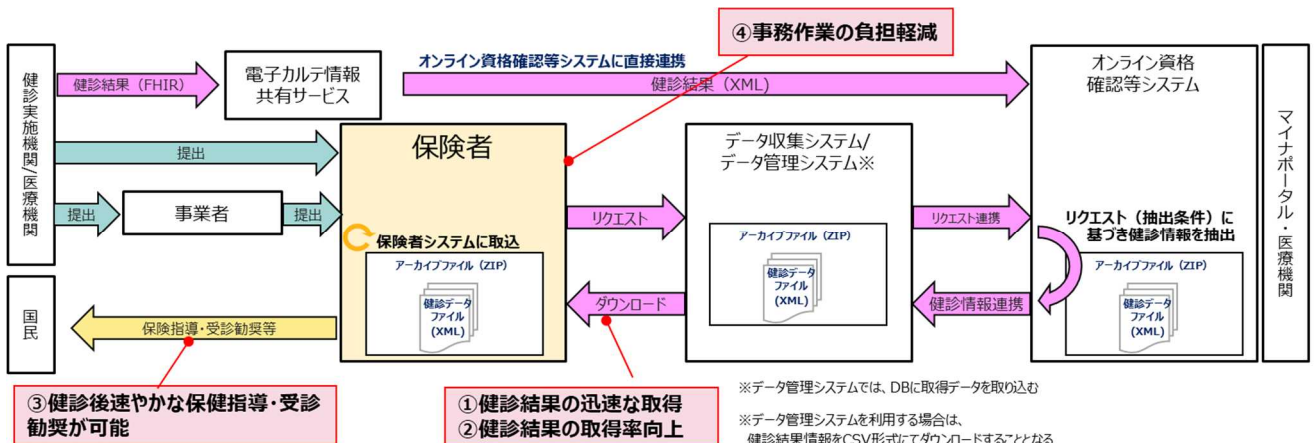
2. 本サービス経由の健診結果報告書の活用方法

本サービスを導入することで、保険者は、健診実施機関/医療機関が直接支払基金又は国保中央会に共有した健診結果報告書を収集・管理システムを経由して受領することが可能となります。これにより、以下のメリットを享受できます。

- ① 【健診結果報告書の迅速な取得】実績報告等ルートのように事業者等を経由しないため、特定健診や事業者健診の結果情報を、より迅速に取得することが可能。
- ② 【健診結果報告書の取得率向上】事業者健診および学校職員健診などの取得率向上が見込まれる。
- ③ 【健診後速やかな保健指導・受診勧奨】より迅速な健診結果報告書の取得により、速やかな保健指導や受診勧奨が可能。
- ④ 【事務作業の負担軽減】事務作業において、データ化のための手入力などの負担が軽減されることが見込まれる。

なお、実績報告等ルート経由は、本サービスの導入による変更はございません。

図 1 保険者の活用方法とメリット



3. 健診結果報告書の運用方法

3.1 健診情報ファイルの取得方法

保険者は、実績報告等ルートでの保険者間引継ぎと同様に、特定健診・保健指導システムのリクエスト機能またはダウンロード機能を用いて、電カル共有ルート由来の健診結果報告書を電子的な標準様式に変換後の XML 形式 で取得することができます。なお、リクエスト方法等の詳細については、データ収集システムとデータ管理システムで異なるため、それぞれのマニュアル等を確認ください。

■補足：収集・管理システムの仕様

- データ収集システム：【準備中】
- データ管理システム：【準備中】

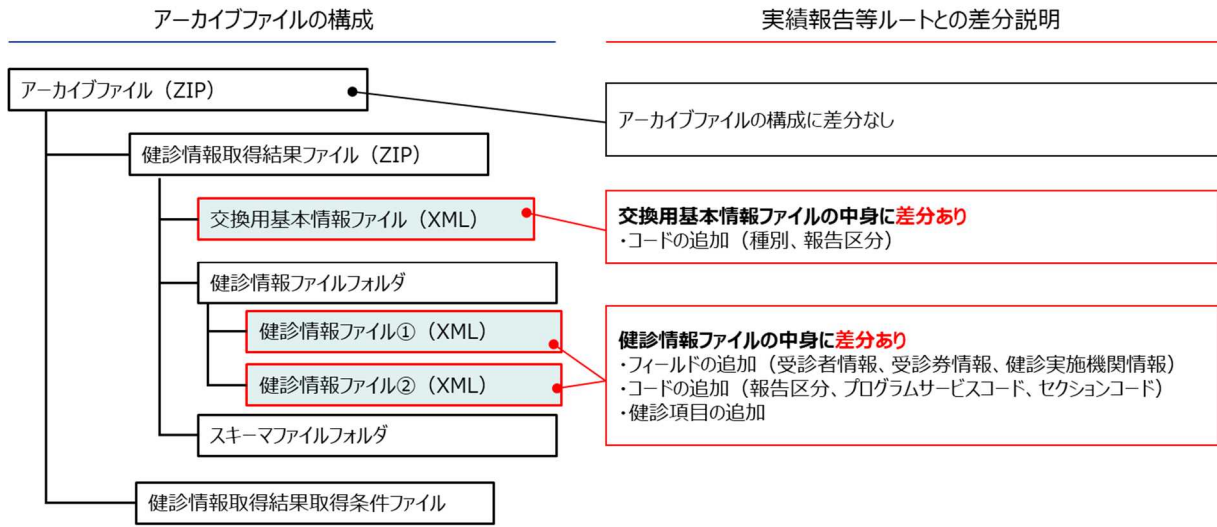
3.2 ファイル・データ構造の実績報告等ルートとの差分

収集システムよりダウンロードするアーカイブファイル（ZIP）とその内容は、「電子的な標準様式 第4期」に従ったデータ仕様となります。したがって、「図 2 ファイル・データ構造（イメージ）」の『アーカイブファイルの構成』に示すとおり、実績報告等ルートで取得するアーカイブファイル（ZIP）と同様の構成となっています。

ただし、交換用基本情報ファイルおよび健康情報ファイルに記録される項目については、「図 2 ファイル・データ構造（イメージ）」の『実績報告等ルートとの差分説明』で示しているとおり、実績報告等ルートと差分があります。交換用基本情報ファイルにおいては、コード（種別コード・実施区分コード）が追加されます。健診情報ファイルにおいては、フィールド、コード（報告区分コード・プログラムサービスコード・セクションコード）、及び健診項目が追加されます。詳細は、「電カル共有事務連」を参照ください。

なお、管理システムを利用する場合は、上記内容を管理システムにて取り込み、健診結果情報を CSV 形式にてダウンロードすることとなります。

図 2 ファイル・データ構造（イメージ）



■補足 1：健診結果報告書で利用されるコード

健診実施機関/医療機関が本サービスに登録する健診結果報告書で利用するコード（報告区分コード・プログラムサービスコード・セクションコード）については、「電カル共有事務連」を参照ください。

■補足 2：健診結果報告書に記録される被保険者番号等

電カル共有ルートでは、実績報告等ルートとは異なり、過去の被保険者番号等（以下、「旧被保険者番号等」という。）を記録した健診結果報告書を、オンライン資格確認等システムに登録することができます。今後、旧被保険者番号等が記録された健診結果報告書は、旧被保険者番号等を発行した保険者ではなく、「健診実施日の被保険者番号等（以下、「健診実施日の被保険者番号等」という。）」を発行した保険者のみに連携する制御をオンライン資格確認等システムに実装する予定です。

したがって、上記の制御が実装されるまでは、旧被保険者番号等が記録された健診結果報告書は、ファイル仕様の詳細については、「電カル共有事務連」及び「電子的な標準様式 第 4 期（特定健診情報ファイル（閲覧用）仕様説明書）」の「表 4 受診者情報 XML 仕様」を以下の「受診者情報 XML 仕様（電カル共有ルート）」と読み替えた上で参照ください。

表 4 受診者情報 XML 仕様

No	XPath	説明	多重度	選択性
6	/ClinicalDocument/recordTarget		1..1	M
6.1	patientRole	受診者情報	1..1	M
6.2	patientRole/id	整理用番号 1 ※ 1	0	X
6.2.1	@extension	「整理用番号 1」に対応する文字列。	1..1	M

No	XPath	説明	多重度	選択性
		保険者からの実績報告(匿名化前)用出力データの場合 は出現させない。		
6.2.2	@root	整理用番号1のOID。「1.2.392.200119.6.202」を設定。	1..1	M
6.3	patientRole/id	整理用番号2 ※1	0	X
6.3.1	@extension	「整理用番号2」に対応する文字列。 保険者からの実績報告(匿名化前)用出力データの場合 は出現させない。	1..1	M
6.3.2	@root	整理用番号2のOID。「1.2.392.200119.6.203」を設定。	1..1	M
6.4	patientRole/id	整理用番号3 ※1	0	X
6.4.1	@extension	「整理用番号3」に対応する文字列。 保険者からの実績報告(匿名化前)用出力データの場合 は出現させない。	1..1	M
6.4.2	@root	整理用番号3のOID。「1.2.392.200119.6.900」を設定。	1..1	M
6.5	patientRole/id	整理用番号4 将来的な活用可能性を考え、何らかの個人識別番号を 入れられる枠を設けておく。	0	X
6.5.1	@extension	「整理用番号4」に対応する文字列。 保険者からの実績報告(匿名化前)用出力データの場合 は出現させない。	1..1	M
6.5.2	@root	整理用番号4のOID。「1.2.392.200119.6.18010」を設 定。	1..1	M
6.6	patientRole/id	整理用番号5 将来的な活用可能性を考え、何らかの個人識別番号を 入れられる枠を設けておく。	0	X
6.6.1	@extension	「整理用番号5」に対応する文字列。 保険者からの実績報告(匿名化前)用出力データの場合 は出現させない。	1..1	M
6.6.2	@root	整理用番号5のOID。「1.2.392.200119.6.18020」を設 定。	1..1	M
6.7	patientRole/id	整理用番号5のチェックコード。保険者からの実績報 告(匿名化前)用出力データの場合は出現させない。	0	X
6.7.1	@extension	「整理用番号5のチェックコード」の値。整理用番号5 付番時の状況を表すコード。保険者からの実績報告(匿 名化前)用出力データの場合は出現させない。	1..1	M

No	XPath	説明	多重度	選択性
6.7.2	@root	整理用番号5のチェックコードのOID。 「1.2.392.200119.6.21010」を設定。保険者からの実績報告(匿名化前)出力データの場合は出現させない。	1..1	M
6.8	patientRole/id	資格区分 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 保険者より国へ報告する際に利用するものであり、健診機関からの出力データには出現しない。 資格は、特定健康診査においては受診日時点、特定保健指導においては初回面談実施日時点を基準とする。 ➤ 国保においては、値が一意に定まるため、出現させなくても良い。 	0..1	O
6.8.1	@extension	「資格区分」コード文字列。数字1桁固定長とする。 ボキャブラリは、4.11 資格区分コードを参照	1..1	M
6.8.2	@root	資格区分のOID。「1.2.392.200119.6.206」を設定。	1..1	M
6.9	patientRole/id	保険者番号	1..1	M
6.9.1	@extension	「保険者番号」文字列。数字8桁固定長とする。 8桁に満たない場合には先頭のゼロをつけて8桁とする。	1..1	M
6.9.2	@root	保険者番号のOID。「1.2.392.200119.6.101」を設定。	1..1	M
6.10	patientRole/id	被保険者証等記号 被保険者証等記号が存在しない場合には、本要素は出現させない。 ただし、アップロードまたはダウンロードを行う保険者のシステムによっては「一」の1文字(シフトJISコード849F、ひらがなで「けいせん」と入力して仮名漢字変換される罫線記号)を設定するものとして本要素を出力する必要がある場合があるので、保険者システムに確認をとること。	0..1	O

No	XPath	説明	多重度	選択性
6.10.1	@extension	「被保険者証等記号」に対応する文字列。全角だけからなる文字列または半角だけからなる文字列のどちらかとする。英数字だけの場合には 1 バイト系（半角）文字だけから構成するか、または全角文字だけから構成する。記号または仮名漢字を含む場合には英数字を含めすべて全角文字だけから構成するものとする。なお、いずれの場合にも、全角空白を含めないこととする。 最大 40 バイト。	1..1	M
6.10.2	@root	被保険者証等記号の OID。 「1.2.392.200119.6.204」を設定。	1..1	M
6.11	patientRole/id	被保険者証等番号	1..1	M
6.11.1	@extension	「被保険者証等番号」に対応する文字列。全角だけからなる文字列または半角だけからなる文字列のどちらかとする。英数字だけの場合には 1 バイト系（半角）文字だけから構成するか、または全角文字だけから構成する。記号または仮名漢字を含む場合には英数字を含めすべて全角文字だけから構成するものとする。なお、いずれの場合にも、全角空白を含めないこととする。	1..1	M
6.11.2	@root	被保険者証等番号の OID。 「1.2.392.200119.6.205」を設定。	1..1	M
6.12	patientRole/id	被保険者証等枝番 後期高齢者医療保険者においては本要素は出現させない。その他採番されない場合は「00」を設定する。	1..1	M
6.12.1	@extension	「被保険者証等枝番」に対応する文字列。数字 2 桁固定とする。	1..1	M
6.12.2	@root	被保険者証等枝番の OID。 「1.2.392.200119.6.211」を設定。	1..1	M
6.13	patientRole/id	保険者番号(ダウンロード保険者) アップロード時には、本要素は出現させない。 ダウンロードした保険者での名寄せを行うための項目である。	0..1	M
6.13.1	@extension	「保険者番号(ダウンロード保険者)」文字列。数字 8 桁固定長とする。	1..1	M

No	XPath	説明	多重度	選択性
		8桁に満たない場合には先頭のゼロをつけて8桁とする。		
6.13.2	@root	保険者番号(ダウンロード保険者)の OID。 「1.2.392.200119.6.212」を設定。	1..1	M
6.14	patientRole/id	被保険者証等記号(ダウンロード保険者) アップロード時には、本要素は出現させない。また、ダウンロード時でも、被保険者証等記号が存在しない場合には、本要素は出現させない。ただし、受信側保険者のシステムによっては「一」の 1 文字 (シフト J I S コード 849F、ひらがなで「けいせん」と入力して仮名漢字変換される罫線記号) を設定するものとして本要素を出力する必要がある場合があるので、受信側保険者システムを確認をとること。 ダウンロードした保険者での名寄せを行うための項目である。	0..1	O
6.14.1	@extension	「被保険者証等記号(ダウンロード保険者)」に対応する文字列。全角だけからなる文字列または半角だけからなる文字列のどちらかとする。英数字だけの場合には 1 バイト系 (半角) 文字だけから構成するか、または全角文字だけから構成する。記号または仮名漢字を含む場合には英数字を含めすべて全角文字だけから構成するものとする。なお、いずれの場合にも、全角空白を含めないこととする。最大 40 バイト。	1..1	M
6.14.2	@root	被保険者証等記号(ダウンロード保険者)の OID。 「1.2.392.200119.6.213」を設定。	1..1	M
6.15	patientRole/id	被保険者証等番号(ダウンロード保険者) アップロード時には、本要素は出現させない。ダウンロードした保険者での名寄せを行うための項目である。	0..1	M
6.15.1	@extension	「被保険者証等番号(ダウンロード保険者)」に対応する文字列。全角だけからなる文字列または半角だけからなる文字列のどちらかとする。英数字だけの場合には 1 バイト系 (半角) 文字だけから構成するか、または全角文字だけから構成する。記号または仮名漢字を含む場合には英数字を含めすべて全角文字だけから構成するものとする。なお、いずれの場合にも、全角空白を含めないこととする。	1..1	M

No	XPath	説明	多重度	選択性
6.15.2	@root	被保険者証等番号(ダウンロード保険者)の OID。 「1.2.392.200119.6.214」を設定。	1..1	M
6.16	patientRole/id	被保険者証等枝番(ダウンロード保険者) アップロード時には、本要素は出現させない。 後期高齢者医療保険者においては本要素は出現させない。その他採番されない場合は「00」を設定する。 ダウンロードした保険者での名寄せを行うための項目である。	0..1	M
6.16.1	@extension	「被保険者証等枝番(ダウンロード保険者)」に対応する文字列。数字 2 桁固定とする。	1..1	M
6.16.2	@root	被保険者証等枝番(ダウンロード保険者)の OID。 「1.2.392.200119.6.215」を設定。	1..1	M
6.13.1	@extension	「保険者番号(健診実施日の保険者)」文字列。数字 8 桁固定長とする。 8 桁に満たない場合には先頭のゼロをつけて 8 桁とする。	1..1	M
6.13.2	@root	保険者番号(健診実施日の保険者)の OID。 「1.2.392.200119.6.216」を設定。	1..1	M
6.14	patientRole/id	被保険者証等記号(健診実施日の保険者) アップロード時には、本要素は出現させない。また、ダウンロード時でも、被保険者証等記号が存在しない場合には、本要素は出現させない。ただし、受信側保険者のシステムによっては「一」の 1 文字 (シフト J I S コード 849F、ひらがなで「けいせん」と入力して仮名漢字変換される罫線記号) を設定するものとして本要素を出力する必要がある場合があるので、受信側保険者システムを確認をとること。 ダウンロードした保険者での名寄せを行うための項目である。	0..1	O
6.14.1	@extension	「被保険者証等記号(健診実施日の保険者)」に対応する文字列。全角だけからなる文字列または半角だけからなる文字列のどちらかとする。英数字だけの場合には 1 バイト系 (半角) 文字だけから構成するか、または全角文字だけから構成する。記号または仮名漢字を含む場合には英数字を含めすべて全角文字だけから構成するものとする。なお、いずれの場合にも、全角空白を含めないこととする。最大 40 バイト。	1..1	M

No	XPath	説明	多重度	選択性
6.14.2	@root	被保険者証等記号(健診実施日の保険者)の OID。 「1.2.392.200119.6.217」を設定。	1..1	M
6.15	patientRole/id	被保険者証等番号(健診実施日の保険者) アップロード時には、本要素は出現させない。ダウンロードした保険者での名寄せを行うための項目である。	0..1	M
6.15.1	@extension	「被保険者証等番号(健診実施日の保険者)」に対応する文字列。全角だけからなる文字列または半角だけからなる文字列のどちらかとする。英数字だけの場合には 1 バイト系(半角)文字だけから構成するか、または全角文字だけから構成する。記号または仮名漢字を含む場合には英数字を含めすべて全角文字だけから構成するものとする。なお、いずれの場合にも、全角空白を含めないこととする。	1..1	M
6.15.2	@root	被保険者証等番号(健診実施日の保険者)の OID。 「1.2.392.200119.6.218」を設定。	1..1	M
6.16	patientRole/id	被保険者証等枝番(健診実施日の保険者) アップロード時には、本要素は出現させない。 後期高齢者医療保険者においては本要素は出現させない。その他採番されない場合は「00」を設定する。 ダウンロードした保険者での名寄せを行うための項目である。	0..1	M
6.16.1	@extension	「被保険者証等枝番(健診実施日の保険者)」に対応する文字列。数字 2 桁固定とする。	1..1	M
6.16.2	@root	被保険者証等枝番(健診実施日の保険者)の OID。 「1.2.392.200119.6.219」を設定。	1..1	M
6.17	patientRole/addr/	受診者住所情報	1..1	M
6.17.1	text()	「受診者住所」に対応する受診券裏面に記入された受診者の住所を 2 バイト系だけからなる文字列で記録。 郵便番号を含まず、空白を含めない。最大 80 バイト。	1..1	M
6.18	patientRole/addr/postalCode	受診者の郵便番号	1..1	M
6.18.1	text()	「受診者郵便番号」に対応する半角文字列。書式は、「###-####」([0-9]{3}-[0-9]{4})。ハイフンを含む)。8 バイト固定。	1..1	M
6.19	patientRole/patient	受診者個人情報	1..1	M
6.20	patientRole/patient/name	受診者の氏名	1..1	M

No	XPath	説明	多重度	選択性
6.20.1	text()	「受診者カナ氏名」に対応する全角カタカナ文字列で空白を含まない。姓と名の間にも空白をあげないこと。最大 40 バイト。	1..1	M
6.21	patientRole/patient/administrativeGenderCode	「受診者の性別」コード。	1..1	M
6.21.1	@code	受診者の性別コード 男=「1」、女=「2」。	1..1	M
6.21.2	@codeSystem	受診者の性別コードのコード体系を識別するOID。「1.2.392.200119.6.1104」を設定。	0..1	O
6.22	patientRole/patient/birthTime	受診者の生年月日。	1..1	M
6.22.1	@value	「受診者の生年月日」。書式は数字半角文字列で「YYYYMMDD」。	1..1	M

■補足 3：健診結果報告書に対して実施されるバリデーションチェック

本サービスでは、実績報告又は実績報告の事務点検チェックと同様に、健診実施機関/医療機関から登録される健診結果報告書に対してバリデーションチェックを実施します。バリデーションチェックでは、健診結果報告書が定められた記述仕様で記録されているかを担保するために、データ構造・形式・条件等に沿っているかや、必須項目が入力されているか等を確認します。なお、バリデーションチェックの結果は、健診結果報告書の登録元の健診実施機関/医療機関へ返却されるため、保険者には連携されません。チェックルールの概要は「電子カルテ情報共有サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に記載されている「3.2 機能」の「機能 12：バリエーションチェック」、詳細は「電子カルテ情報共有サービス記録条件仕様書 別紙_バリデーションチェックルール」を参照ください。

4. 運用に係る留意事項

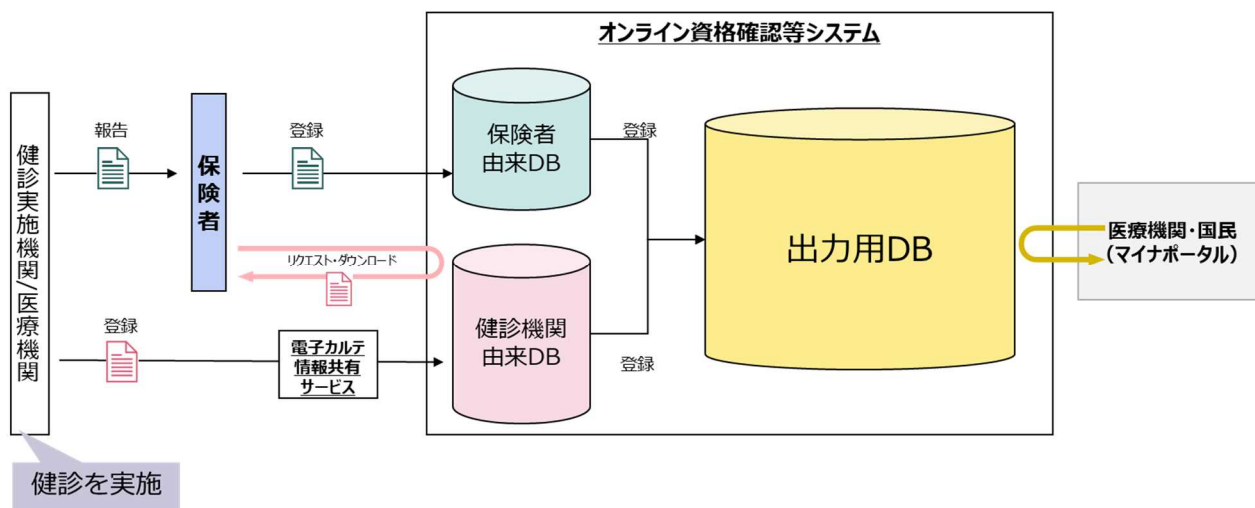
4.1 取得・閲覧するデータ

本サービス開始後は、同一健診に対して、実績報告等ルート由来と電カル共有ルート由来の2健診結果報告書が存在する場合があります。保険者システムの改修や運用中の問い合わせ対応のために、両者のデータの流れや取り扱いを理解いただく必要があります。

電カル共有ルート由来の健診結果報告書（FHIR）は「健診機関由来 DB」に、実績報告等ルート由来の電子的な標準様式は「保険者由来 DB」に登録され、それぞれ別の DB で管理されます。そのため、「保険者由来 DB」と「健診機関由来 DB」に登録されている健診結果報告書の内容に齟齬が生じないように、健診実施機関/医療機関で健診結果報告書の削除/再登録等が生じた場合、保険者において収集・管理システムから再取得等を実施していただく必要があります。

なお、医療機関・国民（マイナポータル）が取得・閲覧する健診結果報告書は、「健診機関由来 DB」「保険者由来 DB」に登録されたデータのマージ処理を行い「出力用 DB」に登録されたものです。「出力用 DB」に登録される健診結果報告書は、「被保険者番号等」「受診日」単位で管理されるため登録日が新しいデータ（以下、「新データ」という。）は、古いデータ（以下、「旧データ」という。）を上書きして登録されます。上書きは健診項目単位で行うため、新データより旧データの方が、健診項目が多い場合、差分となる項目はそのまま残ります。

図 3 データフローと DB（イメージ）



■補足：再登録・削除に係る仕組み

前述のとおり、本サービス開始後は同一健診に対して2健診結果報告書が存在するため、取得元の区別が必要となります。削除リクエストまたは再登録リクエストを行った場合は以下にご留意ください。

① 「健診実施機関/医療機関」で再登録/削除された際に「保険者」が取得・閲覧する場合

「健診機関由来 DB」では、健診結果報告書を「被保険者番号等」「健診実施日」及び「文書 ID」の複合キー（以下、「文書特定キー」という。）を用いて管理します。したがって、健診実施機関/医療機関で、一度登録した健診結果報告書に修正等を行い、「再登録(※1)」した場合は、修正前のデータ（以下、「登録データ」という。）と再登録したデータ（以下、「再登録データ」という。）の文書特定キーが同じである限り、「健診機関由来 DB」では登録データと再登録データは同一のデータとして取り扱われます(※2)。そのため、保険者には最新のデータである「再登録データ」が連携され、登録データは連携されません。

なお、健診実施機関/医療機関で、一度登録した文書を削除した場合は、ダウンロード条件の「登録・削除区分」を指定することで、「削除データ」を取得することができます。ダウンロード条件等の詳細は、収集・管理システムのそれぞれの仕様を確認ください。

※1 再登録処理では、削除処理と登録処理が実施される。一度登録したデータを修正・更新する際に行われる処理。

※2 実施区分・報告区分等の「文書特定キー以外」の項目が変更されたとしても、上記の通り文書特定キーが同じである限り、登録データと再登録データは同一のデータとして扱われます。

② 削除された際に「医療機関・国民（マイナポータル）」が取得・閲覧する場合

健診実施機関/医療機関又は保険者が一度登録した健診結果報告書を削除した場合、「出力用 DB」では削除対象と同じ「被保険者番号等」「健診実施日」のデータを削除したうえで、削除前に存在した削除対象の健診結果報告書以外の最新データを復元させます。したがって、健診結果報告書が削除された際、医療機関・国民（マイナポータル）は、削除前に存在した削除対象の健診結果報告書以外の最新の健診結果報告書を取得・閲覧することになります。

図 4 健診実施機関/医療機関で削除処理を行った際に、医療機関・国民（マイナポータル）が取得・閲覧する健診結果報告書の例では、補足説明として以下のケースにおいて「医療機関・国民（マイナポータル）」が取得・閲覧する健診結果報告書を説明します。

■想定ケース：医療機関・国民（マイナポータル）が「4月1日に実施した健診結果報告書」を、5月1日に取得・閲覧する場合

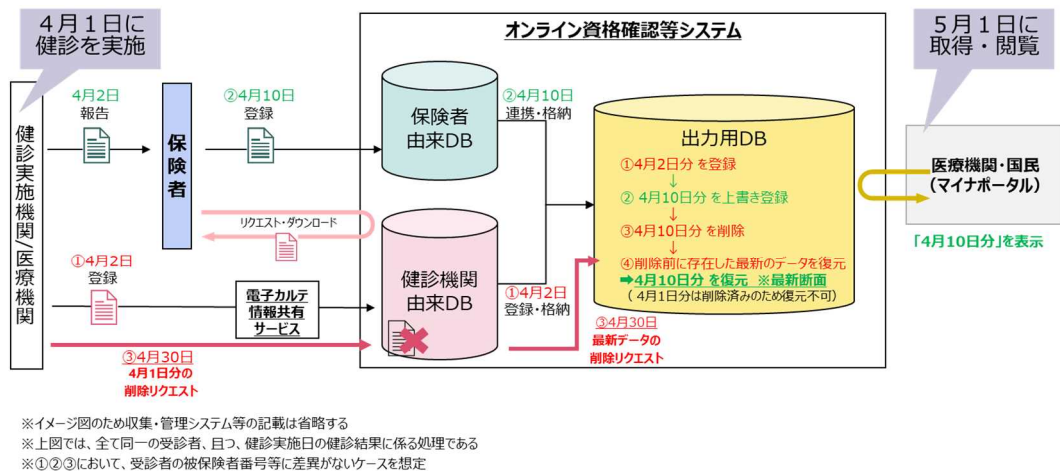
【過程】5月1日までに健診実施機関/医療機関及び保険者が実施した処理：

- ① 4月2日：健診実施機関/医療機関が、4月1日実施の健診結果報告書を電カル共有ルートでオンライン資格確認等システム（健診機関由来 DB）に登録。
- ② 4月10日：保険者が、4月1日実施の健診結果報告書を随時報告としてオンライン資格確認等システム（保険者由来 DB）に登録。
- ③ 4月30日：健診実施機関/医療機関が、4月1日実施の健診結果報告書を電カル共有ルートで削除。

【結果】5月1日に医療機関・国民（マイナポータル）が取得・閲覧する健診結果報告書：

4月10日に保険者が登録した健診結果報告書

図 4 健診実施機関/医療機関で削除処理を行った際に、医療機関・国民（マイナポータル）が取得・閲覧する健診結果報告書の例



2

4.2 受診者から取得する「提供の同意」※「保険者以外が行う特定健診等に相当する健診」の場合

保険者以外が実施する人間ドックや任意健診の結果は、「保険者以外が行う特定健診等に相当する健診」として保険者が取得することが可能です。ただし、保険者が「保険者以外が行う特定健診等に相当する健診」を取得・閲覧するためには、健診実施機関/医療機関が、受診者から保険者への提供の同意を取得し、同意情報を記載する必要があります。本サービスでは、健診結果報告書を登録する際に、「提供の同意」が「同意あり」に設定されているものを、オンライン資格確認等システムに登録します。

健診実施機関/医療機関における「提供の同意」の取扱いの詳細は、「技術解説書」に記載されている「3.2 機能」の「機能7：同意取得情報の付与」を参照ください。なお、「提供の同意」は、電子カルテ情報共有サービス・オンライン資格確認等システムでの制御に用いる情報として管理されるため、保険者には連携されません。

4.3 取り扱い可能な期間の範囲

本サービスで取り扱う健診結果報告書の各項目は、「電子的な標準様式 第4期」に準拠させるため、健診実施機関/医療機関が電カル共有ルートで登録する健診結果報告書は、「第4期 特定健診」等を開始した「2024年4月1日以降」に実施したものに限定されます。したがって、保険者は「第3期 特定健診」等以前の健診結果報告書を取得することはできません。

5. スケジュール

本サービスの運用開始に向けたスケジュールを「図 5 スケジュール」で示します。

図 5 スケジュール

